

# 居宅介護支援 重要事項説明書

令和6年4月1日現在

## 1 担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)

氏名	
----	--

## 2 事業者(法人)の概要

事業所(法人)名	社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
所在地	〒939-1273 高岡市葦附 1239 番地
連絡先	電話:0766-36-1200、FAX:0766-36-1203
代表者名	理事長 笠島 學

## 3 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名	志貴野長生寮居宅介護支援事業所
所在地	〒939-1254 高岡市滝新 21 番地 1
連絡先	電話:0766-36-1153、FAX:0766-36-8177
事業所番号	1670201845
管理者名	長森 誠子

### (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分まで
緊急連絡先	上記の営業日以外は、社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会において対応します。 電話:0766-36-8181、FAX:0766-36-8177

※土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休み

### (3) 職員体制

営業日	人数	常勤・非常勤	備考(※兼務等)
主任介護支援専門員	1 人	常勤	
介護支援専門員	1 人	常勤	
事務職員	1 人	常勤	

#### (4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	高岡市・砺波市・射水市(旧大門町)
---------------	-------------------

#### 4 運営の目的と方針

事業の目的	要介護度状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます

#### 5 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容などについて話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

## (2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

## (3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 救急車への同乗</li><li>・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援</li><li>・ 家事の代行業務</li><li>・ 直接の身体介護</li><li>・ 金銭管理</li></ul>
-----------------	--

## 6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口提供すると、金額が払い戻されます。

**(1) 居宅介護支援利用料 (地域区分 1 単位:10 円)**

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 45 件未満	10,860 円/月 (1,086 単位)	14,110 円/月 (1,411 単位)
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 45 件以上 60 件未満	5,440 円/月 (544 単位)	7,040 円/月 (704 単位)
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員 1 人あたりの利用者 60 件以上	3,260 円/月 (326 単位)	4,220 円/月 (422 単位)

**(2) 加算**

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,000 円/月 (300 単位)	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が 2 区分変更された場合
入院時情報連携加算 (I)	2,500 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算 (II)	2,000 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加 無	連携 1 回 4,500 円/月 (450 単位) 連携 2 回 6,000 円/月 (600 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加 有	連携 1 回 6,000 円/月 (600 単位) 連携 2 回 7,500 円/月 (750 単位) 連携 3 回 9,000 円/月 (900 単位)	

緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/月 (200 単位)	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
通院時情報連携加算	500 円/月 (50 単位)	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月 (400 単位)	<p>①24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備</p> <p>②利用者に対して、終末期の医療やケアの指針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと</p> <p>③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供</p>

### (3) 減算

減算名称	料金(単位数)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
同一建物減算（養護老人ホーム志貴野長生寮入居者）	所定支援費より 5%減

### (4) その他

解約料	解約料は一切かかりません。
-----	---------------

## 7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談苦情等は担当介護支援専門員(ケアマネジャー)又は下記窓口までご連絡ください。

### (1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	管理者 長森 誠子
連絡先	電話:0766-36-1153、FAX:0766-36-8177

### (2) その他の相談窓口

高岡市役所 福祉保健部 長寿福祉課	電話:0766-20-1365、FAX:0766-20-1364
砺波市役所 健康市民部 高齢介護課	電話:0763-33-1328、FAX:0763-33-7622
射水市役所 福祉保健部 介護保険課	電話:0766-51-6627、FAX :0766-33-7622
富山県国民健康保険団体連合会	電話:076-431-9833、FAX :076-431-9834
富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話:076-432-3280、FAX :076-432-6532

## 8 秘密保持

事業所が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議等で利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

## 9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、指定居宅介護支援事業所の提供により補償すべき事故が起きた場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。(お渡しした名刺等をご提示ください)。

## 11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前 6 か月間のケアプランにおける、訪問介護等の利用割合	業所等が前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合等を別途資料にて説明しました。

## 12 ハラスメント対策について

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

## 13 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	管理者 長森 誠子
-------------	-----------

## 14 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

## 15 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催

- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	管理者 長森 誠子
--------------	-----------

## 16 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 17 介護サービス第三者評価の実施状況

実施の有無：無

## 18 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	----------

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所(法人)名	社会福祉法人 高岡市身体障害者福祉会
代表者名	理事長 笠島 學
事業所名	志貴野長生寮居宅介護支援事業所
説明者氏名	

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

**(別紙 1) 前 6 カ月間のケアプランにおける、訪問介護等の利用割合等**

事業所が前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合等は下記のとおりです。

**(1) 集計期間**

集計期間 5 年度前期	令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月まで
-------------	--------------------------

**(2) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合**

事業所(法人)名	
訪問介護	だいが苑ヘルパーステーション
通所介護	デイサービスセンターはるかぜ
地域密着型通所介護	志貴野長生寮デイサービスセンター
福祉用具貸与	小野医療器株式会社

**(3) 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合**

サービス利用	提供事業所名、割合(%)					
訪問介護	だいが苑ヘルパース テーション	92%				
通所介護	デイサービスセンタ ーはるかぜ					
地域密着型通 所介護	志貴野デイサービス センター	46%				
福祉用具貸与	小野医療器株式会社	38%				